

中小企業政策審議会

中小企業・小規模事業者政策基本問題委員会について

○小規模企業振興基本法（平成 26 年法律第 94 号）（抜粋）

第 13 条 政府は、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 （略）

3 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、小規模事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 政府は、小規模企業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

6 （略）

○小規模企業振興基本計画（第Ⅱ期） 令和元年 6 月

第 2 章 小規模事業者の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策（12 の重点施策）

（重点施策 12）事業継続リスクへの対応能力の強化

一般に、中小企業・小規模事業者では、防災・減災に対する取組が進んでおらず、BCP（事業継続計画）の策定をはじめとする取組状況は規模が小さくなるほど低調となっている。他方、小規模事業者であっても、災害リスクへの認識を向上させ、発災時の安否確認の仕組みの整備、災害の被害を軽減するためのハード・ソフト面での事前対策、損害保険や共済への加入等のリスク軽減への取組等が重要である。

このため、まずは災害リスクに対する意識啓発を強化するとともに、事前対策を行う事業者への認定制度やこれに紐づくインセンティブ措置を活用することで、小規模事業者における対策を加速化していく。

その際、地域に根ざした経済団体が地方公共団体と連携して地域の事業者に対して意識啓発や事前対策実施の支援を行うことは効果的であり、小規模事業者を取り巻く他の関係機関（中小企業基盤整備機構、民間金融機関、サプライチェーンの関係事業者等）の協力を得ながら、防災・減災対策の取組への支援を進める。

また、発災時においては、事業者の被災状況をきめ細かに把握するとともに、迅速な復旧・復興支援を講じていくことが必要であり、地域に根ざした商工会・商工会議所が地方公共団体や中小企業基盤整備機構等の他の支援機関と連携した被害情報収集体制や復旧活動体制の構築を進める。

○中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会のスケジュール

第1回 令和6年8月 9日（金）

議題：小規模事業者を取り巻く現状と課題

第2回 令和6年8月30日（金）

議題：1. 経営力の強化
2. 支援機関の体制強化

第3回 令和6年10月1日（火）

議題：1. 新陳代謝の円滑化
2. 社会課題解決事業の推進

第4回 令和6年10月31日（木） 予定

議題：1. 地域経済に波及効果のある事業の推進
2. 地域のコミュニティを支える事業の推進
3. 事業継続リスクへの対応能力の強化

第5回 令和6年11月19日（火） 予定

議題：1. 価格転嫁対策
2. 小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期骨子）

第6回 令和6年12月17日（火） 予定

議題：小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期案）（とりまとめ）